障害のある子・人への障害者差別解消法と 合理的配慮の推進に関する研究

-学校教育における教員・教育委員会、および 社会的トラブル対応における弁護士等司法関係者の 合理的配慮の調査と理解プログラムの検討-

堀江 まゆみ

研究実績の概要

2016年4月から始まった障害者差別解消法では、作為による差別および無作為のよる差別が示された。特に不作為による差別とは、障害の特性に合わせて合理的な配慮を欠落させ結果として障害者に不利益を生じさせるものである。本研究事業では、知的障害・発達障害のある子・人に対する合理的配慮の実施に関して2つの視点から実態調査し、今後求められる課題を明らかにすることを目的とした。

研究1「小学校および教育委員会における障害理解と合理的配慮の検討」では、当事者である障害児の親が進める障害理解・合理的配慮理解啓発のためのキャラバン隊11団体に対し聞き取り調査を行った。9団体では継続的に小学生および小学校教員向けに講座を行っており、コミュニケーションの取りにくさ(ピカチュー王国、曖昧言葉等)、シングルフォーカス(見え方体験パワポ、ペットボトル体験等)、感覚過敏(聴覚過敏体験等)のワークが、受講体験者の振り返り評価においても共感性が高かったことが示された。今後の課題としては、中枢性統合の障害(情報多による困難さ)に関する合理的配慮と共感ワークなどの工夫が必要であると指摘された。

研究2「社会的トラブル対応における弁護士等司法関係者の合理的配慮の調査と理解プログラムの検討」では、「入り口支援」(刑事手続きにおける支援)を実施している5団体に対し、弁護士と

福祉の連携、合理的配慮の実際などに関して聞き 取りし、合理的配慮の一つの手段である更生支援 計画書82事例の分析も合わせて行った。その結果、 弁護士、検察官、裁判官の障害理解は以前よりは 進んできているものの個々の事例においては不十 分さがあり支援者の意識的な理解啓発が重要であ ることが指摘された。更生支援計画の分析におい ては、対象者のBPS分析(犯罪に至る背景の分 析における生物・心理・社会モデルのよるアセス メント) が合理的配慮の視点を提供するうえで効 果的であること、および更生支援計画の同意(あ るいは不同意)が合理的配慮の第一段階であるこ とが指摘された。最終的には本人を中心として更 生支援計画を実施することが、再犯防止と生き直 しに対する合理的配慮の実現であると考えられ、 今後はこの点での追跡調査も求められると考え る。